

## タッピーフレンズにおけるホームページへの情報掲載及び掲示板使用要領

令和元年6月3日 東区長決裁

最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、タッピーフレンズ事業実施要綱（令和元年6月3日東区長決裁）第2条に定めるタッピーフレンズ（以下「フレンズ」という。）に関する情報を広く区民に周知するために、東区民ホームページ内に設置するタッピーフレンズホームページ（以下「ホームページ」という。）及び東区役所1階南側階段前に設置したタッピーフレンズ掲示板（以下「掲示板」という。）の適正かつ円滑な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(ホームページに掲載可能な情報)

第2条 ホームページに掲載可能な情報は、次に定めるとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる事項については、地域活性化に寄与するものと認められる場合に限る。

- (1) フレンズの概要に関する事項
- (2) フレンズの話題及びお知らせ等に関する事項
- (3) フレンズの各種行事及び催し物案内等に関する事項
- (4) その他地域振興課長が認める事項

2 次の各号のいずれかに該当する内容を含む情報については、掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性があるもの
- (2) 社会問題についての主義主張
- (3) その他地域振興課長が不相当と認めるもの

(ホームページへの情報掲載手続)

第3条 ホームページへ情報掲載を希望するフレンズは、次に定める手続を行うものとする。

- (1) 前条第1項第1号の事項の掲載を希望する場合、タッピーフレンズ企業・団体情報登録票（様式1）を提出すること。
- (2) 前条第1項第2号から第4号までの事項の掲載を希望する場合、タッピーフレンズ情報発信申込書（様式2）を提出すること。

(掲示板における掲示情報)

第4条 掲示板には、次に定める情報を掲載するチラシ、ポスター等の紙による広告物を掲示できるものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項については、地域活性化に寄与するものと認められる場合に限る。

- (1) フレンズの話題及びお知らせ等に関する事項

(2) フレンズの各種行事及び催し物案内等に関する事項

(3) その他地域振興課長が認める事項

2 次の各号のいずれかに該当する内容が掲載された広告物については、掲示板の使用を認めない。

(1) 政治性又は宗教性があるもの

(2) 社会問題についての主義主張

(3) 広告物に立体的な掲示物、配布用チラシ等が添付されているもの

(4) その他地域振興課長が不相当と認めるもの

(掲示申込手続)

第5条 掲示板への広告物の掲示を希望する場合は、その都度、タッピーフレンズ情報発信申込書(様式2)を提出すること。

(掲示板の管理)

第6条 掲示板の管理は、地域振興課が行い、フレンズが広告物の掲示及び取り外しをしてはならない。

(掲示期間)

第7条 掲示板を使用する期間は、原則2週間までとする。ただし、地域振興課長が認めるものは、この限りでない。

2 地域振興課長が認める場合は、前項の期間を延長することができるものとする。

(掲示の事前予約)

第8条 事前連絡による掲示板使用の予約は、掲示希望日の30日前から受け付けるものとする。ただし、地域振興課長が認めるものは、この限りでない。

(情報掲載の取りやめ)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、ホームページへの掲載及び掲示板への掲示を取りやめるものとする。

(1) この要領に違反したとき。

(2) 掲載後に掲載情報又は掲示物の内容等がこの要領に違反していることが判明したとき。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの情報掲載及び掲示板の使用に関し必要な事項は、地域振興課長が定める。

附 則

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。